

# 土地の売買や住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る 登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

令和3年度の税制改正により、次の1の登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。

なお、次の2から4までの登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、令和4年3月31日までとなっています。

## 1 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減（租税特別措置法第72条第1項）

登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R5.3.31まで)
所有権の移転の登記	2.0%	1.5%
所有権の信託の登記	0.4%	0.3%

## 2 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（租税特別措置法第72条の2）

登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R4.3.31まで)
所有権の保存の登記	0.4%	0.15%

## 3 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（租税特別措置法第73条）

登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R4.3.31まで)
所有権の移転の登記	2.0%	0.3%

## 4 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減（租税特別措置法第75条）

登記の種類	本則	軽減措置 (適用期限：R4.3.31まで)
抵当権の設定の登記	0.4%	0.1%

(注) 上記2から4までの軽減措置の適用を受けるためには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書（住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等の一定の要件を満たす旨の証明）を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。